

町営住宅の入居者を募集しています

町営住宅の入居申込みは、随時受け付けています。

▽募集団地

割田団地、本桜団地

- ・家賃は所得で変わります。
- ・両団地とも、エレベーターはありません。
- ・風呂釜と浴槽は、入居者で準備する必要があります。(本桜団地5・6棟を除く)

▽入居申込み資格

- ・税金の滞納がないことや、入居者全員の所得等の要件がある

ります。

- ・単身入居の場合は、年齢制限等の要件があります。

▽申込み方法

- 申込み書に必要事項を記入し、住民票、所得証明書、税金の滞納のない証明書等を添えて、お申し込みください。
- ※連帯保証人となられる方が2人必要です。

※申込み・問合せ先

建設課 整備・管理係
☎92-7963



割田団地 (小倉550-1)

- ・家賃 1万100円5
- ・間取 3K
- ・校区 基山小学校



本桜団地

(小倉1673-9、11)

- ・家賃 1万4,700円5
- ・間取 3K、3LK、3DK
- ・校区 若基小学校

新成人の皆さんへ 20歳になったら国民年金

▽国民年金ってなに？

国民年金は、年齢を重ねたときや、いざというときの生活を、現役世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。20歳から60歳までの方が加入し、保険料を納めます。国が運営するため、安定して、年金の給付は生涯にわたって保証されます。

▽どんなときに

年金を受け取れるの？

国民年金は、老後のためだけのものではありません。年齢を重ねたときの老齢年金のほか、障害年金や遺族年金があります。障害年金は、病気や事故で障がいが残ったときに受け取ることができます。遺族年金は、加入者が死亡した場合に、その加入者によって生計を維持されていた遺族(子のある配偶者や子)が受け取ることができます。

▽保険料を払えないときは？

・学生納付特例制度
学生の方で、本人の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。対象は、学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校(修業年限1年以上である課程)、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。

・保険料納付猶予制度

学生でない20歳から50歳未満の方で、本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

※問合せ先

- ・住民生活課 保険年金係
☎92-7934
- ・佐賀年金事務所
☎0952-31-4191

司法書士大串法光事務所

相続・遺言・登記
成年後見・法律相談

基山町宮浦155 (京町JAスタンド交差点南側)

TEL 0942-92-6722

【月～金】8:30～18:30【土日】電話予約で休日や時間外でもご相談に応じます。

☆相談は無料です。お気軽にお電話、お立ち寄りください☆

後期高齢者医療保険料の 納付証明書（申告用）を郵送します

平成28年1月から12月までの1年間に納付された後期高齢者医療保険料は、確定申告の際に、社会保険料控除として申告することができます。平成28年中に保険料を納付書又は口座振替で納付された方に、納付証明書申告用（を1月下旬に郵送します。年金から天引きされている方は、平成28年分公的年金等の源泉徴収票に記載されているため、郵送しません。年金から天

※申請・問合せ先

住民生活課 保険年金係

☎92-7934

まちづくり推進審議会を開催します

基山町まちづくり基本条例第27条により設置を規定されている、まちづくり推進審議会を開催します。

▽審議会の内容

まちづくり基金事業の見直し

について

※問合せ先

まちづくり課 協働推進係

☎92-7920

審議会は公開します。傍聴を希望される方は、直接、会場にお越しください。

▽日時 1月16日（月）

午後3時30分から

▽場所 役場2階202会議室

県下一斉防災行動訓練を実施します

県では、1月17日（阪神大震災発生日）に自助の意識向上を図るため、地震発生時の安全確保行動を行う県下一斉防災行動訓練を実施します。

▽日時 1月17日（火）

身を守る行動訓練 午前10時

緊急速報メールの受信体験

午後6時

「どこでも、だれでも参加できる訓練」ですので、ぜひご参加ください。なお、訓練開始の連絡等はありません。各自で訓練を開始してください。

▽目的

県内全域で一斉に訓練を行う

ことによる防災意識の向上

を取るものです。

※緊急速報メールは、県内全域のスマートフォン・携帯電話

平成28年分の確定申告から 個人番号の記載が始まります

平成28年分の確定申告（町県民税申告を含む）から、申告者本人、控除対象配偶者、控除対象扶養親族、障害者控除対象者及び事業専従者の個人番号（マイナンバー）の記載が必要になります。

※問合せ先

税務課 住民税係

☎92-7918

申告の際には、申告者本人の個人番号確認書類と身元確認書類が必要（下表参照）

	番号確認書類	身元確認書類
個人番号カードを持っている方	個人番号カード	
個人番号カードを持っていない方	通知カード又は個人番号が記載された住民票の写し	次のいずれかを1点 ・運転免許証 ・パスポート ・公的医療保険の被保険者証 ・年金手帳等

話をお持ちの方に、避難を呼びかける訓練メールを県から送信します。スマートフォン・携帯電話が一斉に鳴動するため、不都合な方は、電源を切ってください。

※問合せ先

佐賀県消防防災課

災害対策・国民保護担当

☎0952-25-7026

佐賀県ホームページ

<http://www.pref.saga.lg.jp/bousai/kij00350577/index.html>